

消費税の軽減税率制度について

本年10月1日からの消費税の引上げまであと半年と迫ってまいりました。

今回の改正では、低所得者に配慮する観点から10%の標準税率とは別に、一部の対象品目について**8%の軽減税率**が適用されます。

今号では、軽減税率適用の分岐点となる基本的な内容について再確認するとともに、医療介護施設等を運営されている方が知っておくべき紛らわしい事例についても、いくつか解説させていただきます。

1. 消費税の軽減税率の概要

「**軽減税率制度**」により、2019年10月1日以降に行う次の取引を対象とし、**軽減税率8%**が適用されます。

①**飲食料品**(酒類を除く。)の譲渡

②**新聞**(週2回以上発行されるもの)の譲渡

医療機関では、窓口での物品販売や、院内売店での飲食料品の販売、老人ホーム・サ高住での食事などが係ります。

2. 飲食料品の譲渡

～「**飲食料品**」とは?～

ここでいう「**飲食料品**」とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、「**医薬品**、**医療機関等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)**」に規定する「**医薬品**」、「**医薬部外品**」及び「**再生医療等製品**」(以下「**医薬品等**」)といえます。)は除かれます。

となると、判断が難しいのが「**サプリメント**」や「**栄養ドリンク**」、「**健康食品**」などです。窓口でサプリメント等を販売されている医療機関の方もあろうかと思えますので気になるところでしょう。

まず「**健康食品**」ですが、そもそも健康食品は健康の補助増進などを目的とした食品全般のことで、薬事法に定める医薬品等のように明確な定義はなく、日本の法律上ではただの「**食品**」です。

軽減税率制度では、人の飲用又は食用に供されている**健康食品**、**美容食品**については、「**医薬品等**」に該当しないのであれば「**食品**」に該当し、それらの販売は**軽減税率の適用対象**とするとされていますので、健康食品などについては**基本的に軽減税率の適用対象になると考えていいでしょう**。

特定保健用食品(トクホ)や**栄養機能食品**も「**医薬品等**」に該当しない「**食品**」ですので、**軽減税率の適用対象**です。

そして、**サプリメント**についても、同じく**健康食品**に該当し、「**医薬品等**」には該当しませんので、その販売は**軽減税率の対象**となります。医療機関の窓口で、サプリメント等を販売している場合には会計対応等について検討する必要があるでしょう。

最後に**栄養ドリンク**ですが、こちらはサプリメントなどとは違い、ラベルなどに「**医薬品**」、「**医薬部外品**」の記載があるものについては「**医薬品等**」に該当するため、**軽減税率の適用対象外**となりますが、**それ以外**(清涼飲料水、いわゆるエナジードリンクなど)は**軽減税率の適用対象**です。

皆様になじみの商品で説明しますと、オロナミンCは単なる**炭酸飲料(8%)**、リポビタンDは**医薬部外品(10%)**といった具合です。同じ栄養ドリンクコーナーに並んでいても適用税率は異なってくるわけです。

3. 飲食料品の譲渡(8%)か? 食事の提供(10%)か?

「**外食=食事の提供**」が**軽減税率の対象にならない**のは皆様もご存じかと思いますが、紛らわしい事例として、最近ではコンビニのイートイン・スペースでの事例がよく話題となっています。

今回の軽減税率の適用は、**テイクアウト(食料品の譲渡)**を対象としており、**イートイン(食事の提供)**は**対象外**となっています。イートイン・スペースのあるコンビニ等では、レジ精算時にいちいち顧客へ意思確認を行い、店内で飲食をする意思を確認した場合には10%の税率適用になるようです。何とも面倒な話ですね。

外食のほかにも、「**ケータリング**」や「**出張料理**」等(相手方が指定した場所での飲食料品の提供)も**軽減税率の対象には含まれません**。

ただし、「相手方が指定した場所での飲食料品の提供」でも、「**有料老人ホーム**」や「**サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)**」の設置者又は運営者が、その**入居者に対して行う飲食料品の提供**については、**軽減税率が適用**されます。

ただ、これには細かい制限があり、まず、「**有料老人ホーム**」の入居者については**60歳以上の者、要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者又はそれらの者の配偶者**に限られます。

「**サ高住**」の場合も**入居資格として60歳以上**など上記と同様の条件が定められているため、有料老人ホームと同じ取扱いとなります。

さらに、食事についても金額基準が設けられており、**1食の単価が640円以下(※税抜き)**であること、同日に複数回の提供を行う場合にはその**累計額が1,920円に達するまでという限度額**が設けられています。

例えば、朝食600円・昼食600円(累計1,200円)、間食400円(累計1,600円)、夜食600円(累計2,200円)となった場合、いずれも単価640円以下ではありますが、累計額が1,920円を超えているため、**限度額1,920円に達するまでの朝食・昼食・間食の合計額1,600円は8%課税、夜食600円については10%課税**となります。

また、この他に、**学校給食も軽減税率の対象**となります(学生食堂のように**利用が選択式**のものは**対象外**ですが)。

なお、**病院食**はそもそも**非課税**ですので、もともと消費税は課されませんが、**患者の自己選択により特別メニューの食事の提供を受けている場合**の特別の料金については**課税対象**となり、病室等でサービスを伴う「**食事の提供**」を受けているわけですから**軽減税率の対象にもなりません**。